

難民性の有無に係る事実認定の方法について、実務上重要な指針が示された事例

【文 献 種 別】 判決／東京高等裁判所

【裁判年月日】 2026 年（令和 8 年）4 月 15 日

【事 件 番 号】 令和 7 年（行コ）第 229 号

【事 件 名】 難民不認定処分取消等請求控訴事件

【裁 判 結 果】 控訴棄却

【参 照 法 令】 出入国管理及び難民認定法 2 条 3 号の 2、難民の地位に関する条約 1 条 A (2) 及び
難民の地位に関する議定書 1 条 2 項

【掲 載 誌】 判例集未登載

◆ LEX/DB 文献番号 25628234

弁護士 稲森幸一

事実の概要

本件は、カメルーン共和国国籍を有する外国人である被控訴人が、英語圏カメルーンの自由・自立・独立を求める政治組織である C の構成員であることを理由に、母国において迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請をしたところ、法務大臣から難民不認定処分を受けたため、その取消し及び難民認定の義務付けを求めた事案である。

被控訴人は、平成 28 年 2 月 22 日付けで難民認定申請を行ったが、法務大臣は平成 29 年 8 月 22 日付けで難民不認定処分をした。これに対し、被控訴人は平成 30 年 3 月 8 日に審査請求をしたものの、令和 5 年 3 月 10 日付けで棄却判決を受けた。そこで被控訴人は、本件不認定処分の取消しと難民認定の義務付けを求めて出訴した。

第一審は、被控訴人の請求をいずれも認容した。これに対し、国が控訴したのが本件である。

本件で中心的に争われたのは、第 1 に、被控訴人の供述、すなわち C のメンバーとして活動し、カメルーン警察から逮捕、抑留、拷問を受けたとの供述の信用性である。第 2 に、被控訴人の身体に残る傷痕や提出文書の証拠価値である。第 3 に、出身国情報に照らして、被控訴人のような C の末端構成員についても、帰国時に逮捕、拘束、拷問その他重大な人権侵害を受ける現実的危険があるといえるかである。さらに、難民不認定処分の取消しにとどまらず、裁判所が難民認定の義務付けまで認め得るかも争点となった。

本件の背景には、カメルーンにおける英語圏とフランス語圏の対立、及び英語圏住民による自治・独立要求運動に対する政府の抑圧という政治的文脈がある。したがって、本件は単なる個別的な供述信用性の問題にとどまらず、政治的意見を理由とする迫害の危険をどのように認定するかという、難民法の中核的問題を含む事案である。

判決の要旨

東京高裁は、控訴を棄却し、第一審の判断を維持した。すなわち、被控訴人は本件不認定処分時において難民に該当すると認められるから、本件不認定処分は違法であり取り消されるべきであり、また本件口頭弁論終結時においても難民に該当すると認められるから、難民認定の義務付け請求も認容されるべきであるとした。

判決はまず、「迫害」について、生命、身体又は自由の侵害又は抑圧に加え、その他の人権の重大な侵害を意味する旨を明示した。その上で、被控訴人の供述について、逮捕時期や C への加入時期等に若干の変遷や不正確さがあることを認めつつも、逮捕の年月日、場所、状況、抑留期間、抑留中の処遇、拷問・暴行の態様などの核心部分・大筋においては一貫していると評価した。

さらに、被控訴人の顔面、肩、下腿等の複数の傷痕の写真及び整形外科専門医の診断は、供述内容と整合的であり、その信用性を補強するものとした。また、2011 年 10 月 1 日前後の C の活動

家に対する逮捕・拘留に関する米国国務省報告書等の記載は、被控訴人の供述の核心部分を客観的に裏付けるものとした。

国側は、被控訴人の提出したCの会員証や医学証明書に偽造の疑いがあることを重視したが、判決は、これらの文書に不自然な点があること自体は否定しないものの、それらが提出される以前から被控訴人の供述の核心部分は大筋において一貫しており、少なくとも被控訴人自身がその作成に積極的に関与していたとは認められない以上、これらの文書の疑義が供述全体の信用性を揺るがすものではないとした。

また、出身国情報については、一般にCのメンバーであることのみを理由として常に迫害が行われるとまではいえないとしつつも、実際にはCの指導者・構成員・支持者が逮捕、拘留、暴行、集会の自由の制限等を受けてきたことを示す複数の資料が存在することを重視した。そして、被控訴人のような末端構成員であっても、カメルーン政府当局から拷問を伴う身体拘束その他の重大な人権侵害を受ける危険を否定できないとした。

判例の解説

一 本判決の位置付け

本判決は、難民認定における事実認定の方法、とりわけ供述の信用性評価と出身国情報の用い方について、実務上重要な指針を示したものである。難民事件では、申請者が迫害を受けたこと又は将来迫害を受けるおそれがあることを、通常の行政事件のように客観的資料によって十分に立証することが困難である場合が多い。そのため、申請者本人の供述が中心的証拠となるが、同時にその供述には記憶の混乱、通訳の問題、時間の経過、心理的外傷などに起因する揺れが生じやすい。したがって、供述の信用性判断は、難民認定制度の成否を左右する核心的問題である。

本判決は、このような難民事件の特質を踏まえ、供述の細部の変遷ではなく、核心部分の一貫性を重視した。また、出身国情報を単なる一般論としてではなく、個別供述の現実性を裏付ける文脈として用いた点でも特徴的である。さらに、義務付け請求を認容したことにより、難民保護における司法救済の実効性を確保した点でも意義が大きい。

二 供述の信用性判断と難民認定の特質

難民認定においては、申請者の供述の信用性が極めて重要である。しかし、その評価方法は、通常の行政事件や民事事件とは異なる配慮を要する。なぜなら、難民申請者は、国家機関やそれに準ずる主体からの迫害を逃れて出国するため、証拠を十分に持ち出せないことが多く、また迫害経験そのものが記憶の断片化や心理的外傷をもたらし得るからである。

本判決は、被控訴人の供述について、逮捕時期やC加入時期等に若干の変遷があることを認めつつも、逮捕、抑留、拷問という核心部分については具体的かつ詳細であり、大筋において一貫していると評価した。この判断は妥当である。難民法裁判官国際協会「難民申請及び補完的保護申請の信憑性評価—裁判上の判断基準及び適用基準—」の「A.6 重要性」にも同旨の記載がある。

特に本件では、被控訴人の供述が、2011年10月1日前後のCの活動家に対する取締りに関する客観資料と整合していたことが重視されている。これは、供述の信用性を、供述内部の整合性のみならず、外部資料との符合によっても支えるという方法であり、難民事件における証拠評価として適切である。

また、本判決は、Cへの加入時期や組織知識に関する不正確さについて、入国直後には資料が乏しかったこと、時の経過による記憶の減退があること、拷問経験の記憶が強く残っていたため加入時期と混同した可能性があることなどを踏まえ、不自然とはいえないとした。この点は、供述の変遷を単純に虚偽の徴表とみるのではなく、難民申請者の置かれた状況を踏まえて理解しようとするものであり、難民保護制度の趣旨にかなう。

三 供述の変遷をどこまで許容するか

もっとも、供述の変遷を広く許容しすぎれば、難民認定制度の信頼性を損なうおそれもある。そのため、どのような変遷が許容され、どのような変遷が信用性を失わせるのかという基準が問題となる。

本判決は、この点について明示的な一般基準を示してはいないが、実質的には、①変遷が核心部分に及ぶか否か、②変遷に合理的説明が可能か、③外部資料による補強があるか、という観点から判断していると理解できる。すなわち、逮捕・抑

留・拷問という中核的事実については大筋で一貫しており、加入時期や組織知識の不正確さについては合理的説明が可能であり、さらに出身国情報や傷痕が供述を補強していることを踏まえ、全体として信用性を肯定したのである。

このような判断枠組みは、今後の難民認定実務においても有用である。供述の変遷を機械的に不利益評価するのではなく、その変遷の性質、理由、補強資料の有無を総合的にみるべきことを示しているからである。

四 身体的痕跡と医療証拠の補強的意義

本判決は、身体に残る傷痕や医療証拠についても、慎重かつ適切な評価を行っている。判決は、右上背部の瘢痕については本邦での脂肪腫摘出手術の切開痕であり、これのみから拷問の事実を推認することはできないとした。他方で、顔面、肩、下腿等の複数の目立った傷痕については、供述内容と矛盾せず、むしろこれに沿うものであって、供述の信用性を補強するものとした。

この判断は、医療証拠の限界と有用性を適切に踏まえたものといえる。医療証拠は、通常、迫害の事実を直接証明するものではない。傷痕が存在することから直ちに拷問を受けたと断定することはできず、その原因は多様であり得る。しかし、申請者の供述する暴行態様や受傷部位と整合する傷痕が複数存在する場合には、少なくとも供述の信用性を補強する事情となる。本判決は、この補強的意義を適切に認めたものである。

難民事件では、医療証拠が提出されると、それを過大評価して「診断書があるから真実」とするか、逆に過小評価して「直接証明ではないから無意味」とするか、の両極端に陥りやすい。本判決は、そのいずれにも偏らず、供述との整合性の中で位置付けた点で評価できる。

五 偽造疑義のある文書提出と証拠評価

本判決のもう1つの重要な点は、偽造の疑いがある文書が提出された場合の証拠評価である。国側は、Cの会員証や医学証明書に不自然な点があり、偽造の疑いがある以上、被控訴人の供述全体の信用性が失われると主張した。これに対し判決は、これらの文書に疑義があること自体は認めつつも、それらが提出される以前から供述の核心部分は一貫していたこと、文書提出は難民支援

NGOの助言を受けて妹に証拠送付を依頼した結果であること、少なくとも被控訴人自身が文書作成に積極的に関与したとは認められないことを重視し、文書の疑義は供述の核心部分の信用性を揺るがさないとした。

この判断は、証拠評価として説得的である。難民申請者は、本国に残る家族や知人を通じて証拠を取り寄せることが多く、その過程で真正性に疑義のある文書が混入する可能性は否定できない。もちろん、虚偽文書の提出は制度の信頼性を損なうため、軽視されるべきではない。しかし、1つの疑義ある文書の存在のみをもって申請者の全供述を虚偽と断ずるのは、証拠評価として飛躍がある。本判決は、文書の真正性の問題と供述の核心部分の信用性を切り分け、総合評価を行った点で妥当である。

もっとも、この点については限界もある。もし当該文書が供述の核心部分を初めて基礎付ける唯一の証拠であり、かつ申請者本人がその作成に積極的に関与していたと認められる場合には、評価は異なり得る。本判決の射程は、そのような場合にまで及ぶものではないと解すべきである。

六 出身国情報の証拠法的機能

本判決は、出身国情報の用い方についても重要な示唆を与える。国側は、一般に単にCのメンバーであることのみを理由として拷問を伴う身体拘束が行われているとはいえないと主張した。これに対し判決は、一般論として常に迫害が行われるとまではいえないとしつつも、複数の資料において、Cの指導者、構成員、支持者が逮捕、拘留、暴行、集会の自由の制限等を受けてきたことが報告されている点を重視した。

ここで重要なのは、出身国情報が、単なる背景事情ではなく、個別供述の現実性を評価するための証拠として機能していることである。難民該当性は、最終的には個々の申請者について迫害のおそれがあるか否かによって決まる。しかし、その個別的危険は、当該国においてどのような政治的抑圧が行われているかという一般的状況を離れては評価できない。本判決は、2011年10月1日前後のCの活動家に対する取締りや、2017年以降の分離独立派・支持者に対する逮捕・拘束、さらには強制送還者に対する尋問・拘留の事例などを踏まえ、被控訴人の供述する危険が客観的基盤

を有することを認めた。

この点は、難民認定実務において極めて重要である。出身国情報は、しばしば「一般的にはそこまで危険ではない」といった形で申請者に不利に用いられがちである。しかし、実際には、迫害は特定の地域、特定の政治的立場、特定の活動歴を有する者に集中して現れることが多い。本判決は、末端構成員であっても、政治的文脈の下では重大な人権侵害の対象となり得ることを認めており、出身国情報の精緻な読み方を示したもののといえる。

七 「迫害」概念の解釈

本判決は、「迫害」について、生命、身体又は自由の侵害又は抑圧に加え、「その他の人権の重大な侵害」を含むと明示した。この点は、難民法上の迫害概念を考える上で重要である。

難民条約上の「迫害」は、必ずしも身体的危害に限定されない。政治的表現の自由、集会・結社の自由、信教の自由などに対する重大な侵害も、状況によっては迫害に当たり得る。本件でも、原判決の補正として「激しい弾圧」を「生命、身体、更には集会・結社の自由及び政治的表現の自由に対する弾圧」と言い換えている点は象徴的である。

この点は、現代の難民法研究を代表する学者の一人であるジェームス・C・ハサウェイの「迫害とは、国による保護の懈怠を明らかにする、基本的人権の持続的または組織的侵害と定義することができよう」という理解とも一致する（ジェームス・C・ハサウェイ著、鈴木雅子訳『難民の地位に関する法』（現代人文社、2008年）125頁）。国家が反体制派や分離独立運動の支持者に対し、継続的監視、恣意的拘束、集会禁止、政治活動の封殺等を行う場合、それは身体的危害に至らなくとも、十分に迫害たり得る。本判決は、迫害概念を狭く捉えず、政治的自由に対する重大な侵害を含むものとして把握した点で妥当である。

八 義務付け請求を認めた行政法上の意義

本判決は、不認定処分の取消しにとどまらず、難民認定の義務付け請求を認容した点でも注目される。行政事件訴訟における義務付け訴訟は、単なる違法確認にとどまらず、行政庁に一定の処分をすべきことを命ずるものであり、裁判所の判断

としては踏み込んだものである。

難民認定については、行政庁の専門的判断が尊重されるべきであるとの見解もあり得る。しかし、難民該当性が証拠上十分に認められ、かつ口頭弁論終結時においてもその状態が継続しているのであれば、単に処分を取り消して差戻しにとどめるのでは、申請者の法的地位が長期にわたり不安定なまま放置されるおそれがある。本件のように、申請から裁決、訴訟まで長期間を要している事案では、義務付けによって実効的救済を図る必要性は高い。

この点で、本判決は、難民保護が生命・身体・自由に直結する問題であることを踏まえ、司法救済の実効性を重視したものとして評価できる。取消判決にとどめるのではなく、義務付けまで認めたことは、行政法上も、裁量統制の在り方を考える上で示唆に富む。

九 本判決の射程と限界

もっとも、本判決の意義を認めつつも、その射程には一定の限界がある。第1に、本件では、被控訴人の供述の核心部分を補強する傷痕や出身国情報が存在していた。したがって、補強資料がほとんど存在しない事案においても同様の判断が当然に導かれるわけではない。第2に、本件では、偽造疑義のある文書について、申請者本人の積極的関与が認められなかった。この点が異なる事案では、評価は変わり得る。第3に、本件は英語圏カメルーン問題という特定の政治状況を背景とするものであり、他国・他地域の事案にそのまま一般化することはできない。

しかし、それでもなお、本判決が示した方法論、すなわち供述の核心部分の一貫性を重視し、補強証拠と出身国情報を総合評価し、迫害概念を広く捉え、実効的救済を図るという姿勢は、他の難民事件にも広く妥当するものである。

十 結論

難民認定実務においては、申請者の供述の細部の不一致や証拠の不完全性が過度に強調される傾向がなお存在する。しかし、難民保護制度の本旨は、国家による保護を受けられない者を救済することにある。本判決は、その制度趣旨に即して、証拠評価と法的判断を柔軟かつ慎重に行ったものとして、高く評価されるべきである。